

＜第 6 次計画体系の主な変更点＞

○柱の再編

- ・国の「第 6 次基本計画策定に当たっての基本的な考え方（素案）」に倣い、県の 6 次計画も従来の「4 本柱」を「3 本柱」に再編成するとともに、「重点目標」を「基本方針」に改めた。（5 次計画「重点目標 1、2」を統合し、6 次計画「基本方針 1」とした。）
- ・施策の方向及び主要施策の各項目名も、国の素案表記に原則合わせた。

○健康支援項目の分割

- ・男女の健康への支援について、昨今、国で前面に打ち出されていることから、5 次計画の重点目標 2-施策の方向 2「生涯を通じた女性等の暮らしや健康への支援」を分割。
- ・6 次計画基本方針 1-施策の方向 5「生涯を通じた男女の健康への支援」及び基本方針 1-施策の方向 8「男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備」とし、それぞれ新たに独立した項目とした。

○女性に対するあらゆる暴力の記載の変更

- ・国素案と表記を統一化。
- ・5 次計画重点目標 2-施策の方向 1「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を、6 次計画基本方針 1-施策の方向 7「ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者支援の充実」とし、対象を拡大。

○地域における男女共同参画推進に関する事項

- ・近年地方における若者・女性の人口流出が顕著であり、その要因の一つとして、地方に根強く残る固定的な性別役割分担意識の存在が指摘されており、6 次計画基本方針 2-施策の方向 1「地域における男女共同参画の状況に応じた取組の推進」に、
「（2）若者・女性にも選ばれる地域づくりのための男女共同参画の推進」を新設。

○農林畜水産業における男女共同参画の推進

- ・国素案においては、Ⅱ-第 9 分野「地域における男女共同参画の状況に応じた取組の推進」内での扱いになっているが、本県の基幹産業としての位置づけも踏まえ、第 5 次計画に引き続き、独立した項目として記載。

＜女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針との関連について＞

- ・第 5 次熊本県男女共同参画計画策定時から「熊本県女性の活躍推進計画」を統合しており、6 次計画でも統合の形を継続。
- ・「熊本県女性の活躍推進計画」の基となる国の「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針」との対応関係を比較表内に記載。